

埼玉県優良日本犬章交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により天然記念物に指定された日本犬（秋田犬、甲斐犬、紀州犬、越の犬、土佐犬、柴犬又は北海道犬）で、埼玉県の登録犬のうち優良と認められたものに対し、埼玉県優良日本犬章（以下「優良日本犬章」という。）を交付する。

(対象)

第2条 優良日本犬章の交付を受けられる日本犬は、教育委員会が後援する審査会における厳選の結果、優良と認められた壮犬以上のもののうち、教育委員会に推薦されたものから決定する。

- 2 審査会の主催者は、審査基準、審査員の任命等に関する規程を定め、あらかじめ教育委員会の承諾を得なければならない。
- 3 審査会の主催者は、前項の基準及び規程を変更したときは、速やかに教育委員会に報告し、承諾を得なければならない。

(推薦)

第3条 審査会の主催者は、前条第1項の規定による推薦に際しては、次の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 交付申請書（様式第1号）
 - 二 申請犬の調書
 - 三 申請犬の写真
 - 四 審査員の連署した推薦書
 - 五 その他参考となる事項
- 2 推薦回数は、年2回以内とする。
 - 3 既に優良日本犬章の交付を受けたものについては、再度推薦することはできない。

(交付の取消)

第4条 偽りその他不正の手段により優良日本犬章の交付又はその決定を受けたと認められるときは、教育委員会は、これを取り消すものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、優良日本犬章の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年3月29日から施行する。

(旧規程の廃止)

- 2 埼玉県優良日本犬章交付規程は、廃止する。

埼玉県優良日本犬章交付申請書

年 月 日

(あて先)
埼玉県教育委員会

団体名
団体所在地
代表者氏名
電 話

さきに埼玉県教育委員会の後援等の承認がありました事業について、下記により埼玉県優良日本犬章の交付を受けたいので申請します。

記

1 推薦犬

推薦犬名	選出された審査会	審査会の開催期日	後援等の承認
		年 月 日	年 月 日付け 第 号
		年 月 日	年 月 日付け 第 号
		年 月 日	年 月 日付け 第 号
		年 月 日	年 月 日付け 第 号
		年 月 日	年 月 日付け 第 号
		年 月 日	年 月 日付け 第 号

3 賞状交付希望点数 _____枚

4 賞の授与日 年 月 日 ()

5 授与会場

- 6 添付書類
- ・申請犬の調書
 - ・申請犬の写真
 - ・審査員の連署した推薦書
 - ・その他参考となる事項